

オーストラリア連邦国家予算案

2017-18

スコット・モリソン財務相は、2017年5月9日火曜日に、彼にとって2度目の予算案となる2017-18年度予算案を発表した。予算案は Fairness, Security および Opportunity の三原則を基礎とし、以下の項目を主題としている。

- ・ 雇用改善と経済成長を継続的に強調
- ・ 住宅アフォーダビリティ
- ・ インフラ投資
- ・ 地方の経済成長
- ・ 銀行レビーの導入
- ・ 既存税制のインテグリティの強化






予算演説の中で、財務相は2017-18年度の財政予算が294億ドルの赤字になると報告した。しかし、2020-21年度までに74億ドルの黒字へと改善する見通しである。予算案は、家計消費や輸出、非資源産業への投資の成長に支えられ、経済成長率が回復し、2017-18年度に2.75%に、2018-19年度に3.0%に成長すると予測している。

予算案の全文と財務相のメディアリリースは以下のウェブサイトから入手可能である。

www.budget.gov.au

<http://ministers.treasury.gov.au/>

予算案の主要措置:

Measure	Summary
 主要銀行税	主要銀行5社に対する銀行レビーの導入により、今後4年間で最も多くの財源の確保が期待されている。
 住宅アフォーダビリティ	人口の増加に追い付かない住宅供給スペースを改善するために、税務、退職年金制度を利用し対策を図る。
 法人税率	法人税率をより国際競争力のある率までに引き下げることにより、オーストラリアにおける投資の拡大による経済成長を図る。
 地下経済	地下経済(ブラックエコノミー)における脱税取り締まりを厳格化することを目的としたプログラムを継続。
 退職年金制度	2017年7月1日から導入予定であった抜本改革を予定通り施行。また住宅アフォーダビリティを改善するために、退職年金制度をリンクさせる予定。

目次

経済概要: 過年度の予算案からの脱却	3
法人税	6
多国籍企業への課税	8
地下経済	9
技術革新 & 研究開発	10
個人所得税	11
住宅アフォータビリティ	13
間接税	17
退職年金制度	18
その他検討事項	20
デロイト日系サービスグループ	22

経済概要: 過年度の予算案からの脱却

今回の予算案は昨年の主題を引き継いだものとなった。ターンブル首相は予算案の中で明らかにされた交通関連や他のインフラストラクチャープロジェクトに投資することにより、彼の掲げる都市アジェンダを推進させることを期待している。プロジェクトにはシドニー第二空港、メルボルンとブリスベンを結ぶ内陸貨物鉄道の開発を行うオーストラリアン・レール・トラックや豪州全体に渡る他の都市鉄道プロジェクトに対する追加支出を含む。これらのうち幾つかは、地方に予算を配分することにより、次第に勢力を増しているOne Nation党への選挙対抗措置として、政治的優先課題となっている。

プロジェクトの資金調達概ね「良い負債 Good Debt」と解釈されているが、全体的な予算は引き続き逼迫している。中国が牽引した資源ブームの良き時代は、双方の政権に多くの公約をすることを促した。公約はファミリーベネフィットや新生児一時金や、直近では全国障害者保健制度(NDIS)など、価値ある取り組みの8つの所得減税の全てをカバーした。

残念ながらこれらの「永続的な公約」は、その支払いを一時的に可能にした税収の増加よりも相当期間に亘る長期の負担を政府に強いるものであった。

以上から、今回明らかにされた予算案で明らかにされるべきは、中国経済の減速は引き続きオーストラリア経済と連邦予算に大混乱をもたらしているのか、それとも、最近の中国の復調による資源価格の高騰は昨今の破綻した予算からの脱却を意味するのかである。

この点に関して、経済見通しが予算の見通しより楽観的であるのはいつもの通りであるが、財務省からは比較的良好なニュースが聞こえてくる。

明るい経済見通し

国内総生産(GDP)によって計測される実質的な経済成長は2011年のマイニングブームのピーク時より大きく低下している。実際のところ、過去9年間において成長トレンドを上回った年は一度しかない。

そうではあっても、財務省は今年度以降の経済回復を期待しており、経済成長は3%に回帰していくと見通している。この成長率は過去の実績を上回るものであるが、失業率を速やかに引き下げるのに十分な成長率と財務省は考えていない。

しかし、経済成長のスピードだけが問題ではない。オーストラリアのビジネスと労働者がどれだけの追加的なアウトプットを生み出せるかが経済と国家予算を理解するには重要である。

議論はあるものの、より広範かつ関連した指標は国民所得(NI)である。あいにく財務省は国民所得の成長を特段明らかにしていないが、その類似指標である名目GDPIに関しては見解を示している。

生産の将来予測数値から所得の予測数値を導くには二つの経済指標が重要となる。賃金成長スピードと、鉄鉱石・石炭・ガスといったオーストラリアの主要輸出品価格の動向である。

財務省は2016-2017年と2017-2018年の名目GDP成長率の見通しを双方引き上げた。

2016-2017年の成長率は6.0%であり、翌年には資源価格の落ち着きにより4%へ低下する。これを受けて、財務省は2016/2017年の経済規模が41億ドル拡大し、2017-2018年には87億ドルになるとしている。

予算見直し

経済に関する前向きなニュースは予算案に楽観的な予想をもたらす。

企業利益は高騰した資源価格により増加しており、法人税の増収に貢献している。税引き前利益は2016年に65%増加し、昨今の下降気味のトレンドにあっては急激な回復である。ただ、これらの一部は過年度の損失と相殺されることになる。特に下落した資源価格が企業収益を過去に悪化させた鉱業においてはその傾向が明らかである。このような状態であっても、財務省は利益の増加による法人税収入の増加を見込んでいる。

企業利益の増加自体は、力強い賃金の成長を約束しないが、この点は政府の最大の税源が個人所得税であるので非常に重要である。政府が法人税により1ドルを徴収すると、3ドルの個人所得税を徴収することになる。このことは賃金や雇用の見通しが特に重要であることを意味する。

全産業にわたる賃金増加はここ最近低迷しており、ABSが集計している賃金インデックスも1997年の計測開始以来の最低水準に留まっている。昨年12月の中間経済予測(Mid-Year Economic Forecast Outlook: MYEFO)では、財務省は2016-2017年は3.25%の低い家計収入成長を織り込み、2017-2018年には微増の4%としていた。これらの数値は今回の予算案では2.25%と3.5%に双方とも見直されている。

負債と赤字

予算収支に関しては、政府は引き続き改善に向かうと予測している。

予算収支は次第に改善する。2015-16年は400億ドルの赤字から僅かに改善し2016-2017年に380億ドル、2017-2018年に290億ドル、2018-2019年に210億ドル、2019-2020年に25億ドルとなり、2020-2021年には74億ドルの少額の黒字へ転換する。2019-2020年までの4年間、中期見直し(MYEFO)と比べて40億ドルの改善がみられるが、これらの全ては2019-2020年にもたらされるものである。

政府が好むその他の健全な予算案の指標は純資本投資額を除いた純収支額である。この指標は2019-2020年において黒字となる。予算を監視する立場としてどの指標がベストであるかはいつも議論のあるところである。実際のところ、どちらの指標を時の政府が強調しているかは、予算案の健全性より政府の優先事項を体現しているといえる。純収支額をより注目することを選ぶことにより、政府は経常的活動(ヘルスケアや社会福祉など)と新規の交通・エネルギープロジェクトなどの一度限りのインフラストラクチャー投資との違いを明確にしようとしている。

どちらにせよ、政府負債は政府負債である。そして予算の短期見通しが中期見直し(MYEFO)より悪化したことを受け、政府の純負債は2018/2019年にピークを迎えると予測されたGDPの19.8%相当より高くなる見込みである。

継続的な赤字と長期に亘るプライマリーバランスの不均衡により、オーストラリア国債のトリプルA格付けがホットピックとなっている。

ここで明らかにしておきたいのは、オーストラリア国債がトリプルA格付けから転落することは短期的には起こりにくいと我々が考えていることである。経済に関する前向きなニュースが公共部門債務の見直しに含みをもたらしている。

ただ、オーストラリのプライベートセクター経済の脆弱性が増加していることを鑑みると、格付け機関が行動を起こすこともあり得るかもしれない。

もし仮に行動をおこしたらどうなるのであろうか？デロイトの新しいモデルによると、

- ・ 短期的には、利子率が低い間は比較的影響は少ない。
- ・ 長期的には、負担は借入利子率として経済の広範囲に渡る。我々のモデリングによれば、リビングスタンダードベースで1/2パーセントのコスト負担となることが予測される(そうではない場合との比較ベース)。

(参考1) インフラストラクチャー投資

- ・ 2013-14年度から2020-21年度までの輸送インフラプロジェクトへの拠出額を700億ドル以上に増やす。シドニー第2空港の開発を行う政府系公社 WAS Co へ最大53億ドルの株式投資を行うほか、メルボルンとブリスベンを結ぶ内陸貨物鉄道の開発を行うオーストラリアン・レール・トラックに84億ドルの追加出資を行う。
- ・ インフラや地方の開発プロジェクトに5億3300万ドル以上拠出する。そのうち地方活性化事業に4億7200万ドルを投じる。

(参考2) エネルギー政策

連邦政府は国内のエネルギー保全のため以下の計画を行う:

- ・ 水力発電量拡張計画「スノーウィー・マウンテンズ・スキーム 2.0」
- ・ 約9000万ドルを拠出し、現在のガス供給不足問題を解決する
- ・ 消費者や各業界が公平に扱われることを保証する
- ・ 再生可能技術への12億ドルの投資およびクリーンエネルギープロジェクトへの債権・株式投資に30億ドルを投入

法人税

法人税率

連邦政府は 10 年に渡る法人税減税計画を引き続き継続する予定である。

上院議会によって既に通過した改正法案により、年間売上 5,000 万ドル未満の企業に対する法人税率は引き下げられる予定である。上院議会で通過の改正案 3 件は、下院議会の予算関連議会によって承認される見通しである。政府は、全ての年間売上 5,000 万ドル未満の企業の法人税率を以下の通り最終的に 25%まで引き下げる予定である。

法人税率	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
対象企業税率 (%)	28.5	27.5	27.5	27.5	27.5	27.5
年間売上額	\$2 m	\$10 m	\$25 m	\$50 m	\$50 m	\$50 m
その他企業 (%)	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0

法人税率	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25	2025-26	2026-27
対象企業税率 (%)	27.5	27.5	27.5	27.0	26.0	25.0
年間売上額	\$50 m	\$50 m	\$50 m	\$50 m	\$50 m	\$50 m
その他企業 (%)	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0

連邦政府は、法人税率をより国際競争力のある率まで引き下げることにより、オーストラリアにおける投資を拡大し、経済成長を図る予定である。

主要銀行レビー

政府は、事業負債が 1,000 億ドル以上の承認預金機関(ADI: Authorised Deposit taking Institutions)に対し、2017 年 7 月 1 日より主要銀行レビーを導入する。1,000 億ドルの下限は名目国内総生産(GDP)に連動して上昇する。

主要銀行レビーは、Australian Prudential Regulation Authority(APRA)により定められた四半期報告日に、ADI の認可事業負債に対し 0.015%の税率で四半期毎に課税される。年率は 0.06%である。

課税対象の負債額には、社債や手形、預金証書、ティア2 の資本証券などを含む。追加のティア1 の資本や、Financial Claims Scheme によって保護される個人や法人、その他機関の預金は含まない。

主要銀行レビーは、法人税などの他税と連結し 2017 年 7 月 1 日より導入され、今後 4 年間に 62 億ドルの歳入増となる見込み。政府はこれがオーストラリアの主要銀行からの公平な追加貢献となると考えており、今後の財政再建に寄与する見込み。

ATO の活動

政府は、大手多国籍企業 7 社を対象に 29 億ドルの追徴課税が行われることを示し、ATO としては 2017-18 年度においては追徴課税が 40 億ドルに上昇する見込み。

んでいる。更に、2016-17 年度には非公開企業、トラスト、富裕な個人などを対象に 5.5 億ドルの追徴課税が行われたと発表。

小規模企業向け減価償却資産、即時償却ルールの延長

連邦政府は、2 万ドルを上限とする小規模企業向けの即時減価償却を、2018 年 6 月 30 日まで延長する。

上限の 2 万ドルは当初、2017 年 7 月 1 日より、改正前の 1,000ドルに戻る予定であった。小規模企業はこれにより、2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までの間に購入した 2 万ドル未満の対象となる減価資産について即時に減価償却できる。この資産は、税務上、2018 年 6 月 30 日までに初めて使用されるか、使用目的で導入されたものが対象である。園芸植物や内部ソフトウェアなど一部の減価償却資産は対象外となる。

2 万ドル以上で即時に控除されない資産は、通常の小規模企業の共同資産 (General small business pool) に振り分けられ、初年度は 15%、それ以降は毎年度 30% の割合で償却できる。共同資産の残高が同期間内に 2 万ドル未満となった場合、即時償却の対象となる。

即時減価償却の上限、および同資産の残高の即時償却は、2018 年 7 月 1 日より 1,000ドルに戻る。

キャピタルゲイン税 (CGT) の小規模企業向け優遇策

政府は、小規模企業向け CGT の優遇策を小規模企業、またはは小規模企業が直接使用した資産が対象となるように改正する。

1997 年法人税法における 4 件の税優遇について、小規模企業が使用した CGT 資産における CGT 優遇策を免除、削減、または繰り越すことと定めている。この優遇対象は以下の通り:

- ・ 15 年免除
- ・ 50% 削減
- ・ 退職免除
- ・ 繰越優遇

優遇策は、再投資して事業を拡大するための事業資産について、CGT の負担を軽減させることで小規模企業の事業主を支援、或いは事業主の退職後の貯蓄に貢献することを目的としている。しかしながら、優遇策の対象可否を評価するに当たって、小規模企業の事業に関係のない資産についても優遇策を受ける納税者がいることが当予算案では懸念されている。

小規模企業向け CGT 優遇策は、引き続き、年間売上 200 万ドル未満の企業、又は 600 万ドル未満の事業資産に適用される。

石油資源税 (PRRT)

連邦政府は石油資源税 (PRRT) の見直しは今回の国家予算案の対象外としている。詳細の発表は今後数カ月以内に行われる見込みである。

多国籍企業への課税

BEPS: ハイブリッドミスマッチ、および Tier 1 資本

連邦政府は、規制上の自己資本(regulatory capital)について、2016-17 年度連邦予算案で示した、OECD によるハイブリッドミスマッチを排除する規制の適用方針を決定した。この規制は、クロスボーダー取引で生じるハイブリッドミスマッチを排除することで、その他 Tier 1 資本(AT1)と呼ばれる規制上の自己資本に関して、銀行や金融機関が行う濫用的な節税スキームを厳格に取り締まるものとなる。規制の内容としては:

- ・ T1 資本の分配に対して、その分配が外国で控除対象となる場合、フランキングクレジットを適用できないようにする。
- ・ AT1 資本が発行者の海外事業で完全に用いられない場合は、分配がフランキングの対象とされ、発行者のフランキング・アカウントが取り扱われる。

この措置は、2 国間での取り扱いが異なることを利用して、両国の課税を免れる取引を対象にしたものとなっている。

措置の実施時期は、移行期の調整次第となるが、2018 年 1 月 1 日または、法案が成立されてから半年間のどちらか遅い時期からに支払われた AT1 商品の分配について適用される。

多国籍企業租税回避防止法 (MAAL) の適用拡大

2015 年に施行された「多国籍企業租税回避防止法」が改正され、適用の対象外であった以下のパートナーシップやトラストも対象となり、2016 年 1 月 1 日 (MAAL の開始日) より遡及して適用される:

- ・ 海外居住のパートナーである法人組織内のパートナーシップ
- ・ 海外居住の受託人を持つトラスト
- ・ 一時的に中核管理機能をオーストラリアに持つ海外トラスト

外国投資家対象のキャピタルゲイン税 (CGT) の改定

ATO が外国居住者に課すキャピタルゲイン税は以下のとおり拡大される:

- ・ 2017 年 5 月 9 日午後 7 時 30 分(オーストラリア東部標準時)より、税務上の外国居住者(豪州非居住者)、および豪州臨時居住者はキャピタルゲイン税の主居住者免除を受けられなくなる(ただし既に免除資格の認定を受けた場合、2019 年 6 月 30 日まで新规定の影響を受けない)。
- ・ 2017 年 7 月 1 日より、外国居住者に対するキャピタルゲイン税の源泉徴収税率は 10%から 12.5%へ引き上げられる。
- ・ 2017 年 7 月 1 日より、外国居住者に対するキャピタルゲイン税の源泉徴収免税枠は 200 万ドルから 75 万ドルまで引き下げられる。

また上記に加え、外国居住者に対するキャピタルゲイン税制度のインテグリティを高めるため、オーストラリア国内の不動産の間接持分を保有する豪州非居住者に対する「principal asset test」を「associate inclusive basis」方式に切り替える。これは外国居住者がオーストラリア不動産の間接持分の細分化によってキャピタルゲイン税義務を回避できないようにする為の措置である。

地下経済

地下経済（ブラックエコノミー）監視強化

連邦政府は、地下経済での脱税取り締まりを厳格化することを目的としたATOの調査、及びコンプライアンス・プログラムに対し、1年間にわたり3,200万ドルを追加拠出する。特に取り締まり強化の対象となるのは、申告がされていない（non-lodgement）、課税所得の未申告（omission of income）、雇用主の納税義務の不履行（non-payment of employer obligations）などとなっている。取り締まりが強化されるのは2017年7月1日からで、同措置により、4年間で歳入が4.47億ドル増加する見通し。

ATOによる重大犯罪取り締まりへの追加拠出

連邦政府は、税制度における重大犯罪や組織犯罪への取り締まりを強化するため、ATOに対して2,820万ドルを拠出する。これにより、現行措置がさらに2021年6月30日まで4年間延長され、ATOが重大犯罪や組織犯罪を取り締まるために行うコンプライアンス活動の継続が可能となる。同措置により歳入が4.09億ドル増加する見通し。

技術革新 & 研究開発

連邦政府は技術革新とファイナステクノロジー拠点を目指す国家として、包括的なファクトシートを発表した。

2016 年度の研究開発 (R&D) 税制の見直しに対する連邦政府の対応の遅れと、最近の ATO の R&D 税制上の請求へのフォーカスを背景に、R&D 税制優遇措置の将来性に関わる発表が期待されたが、今回のファクトシートでは不十分と思われ、更なる発表が切望されている。

特定のインフラや地域イニシアティブと同様に、技術革新の発表には以下が含まれる:

- ・ 現在、公開企業のみを対象として、2017 年 9 月より開始される既存の制度を改正することにより、非公開企業へのクラウドファンディングへも適用を拡大。適用延長の公開草案(ED)法案が発行された。
- ・ 連邦政府は、以前に発行した 2030 年戦略計画とともに、研究インフラストラクチャー投資計画の開発を促進し、インフラ施設、およびプロジェクトへの将来投資を計画する予定である。これにより産業界と研究開発者間連携を支援し、オーストラリアの研究開発能力が経済成長のニーズを満たしていることを保証する。

研究インフラストラクチャー投資計画は、イノベーション・サイエンス・オーストラリア (ISA)、連邦科学審議会などを中心とした機関のコンサルテーションの下に開発される予定である。

個人所得税

個人所得税の変更

年収 18 万ドル以上の所得者を対象とした 2%の連邦予算修正税(The Temporary Budget Repair Levy)を 2017 年 6 月末終了年度をもって終了する。
連邦政府は 2019 年 7 月 1 日よりメディケア税を 2.0%から 2.5%へ引き上げる予定である。

2017-18 年度の個人所得税は以下の通り:

課税所得	所得税額
0 – \$18,200	0
\$18,201 – \$37,000	19 % (\$18,200 超過分)
\$37,001 – \$87,000	\$3,572 + 32.5 %(\$37,000 超過分)
\$87,001 – \$180,000	\$19,822 + 37 %(\$87,000 超過分)
\$180,001 and over	\$54,232 + 45 %(\$180,000 超過分)

注: 上記レートは以下を除く:

- ・メディケア税 2 % (2019 年 7 月 1 日より 2.5%となる予定)
 - ・メディケア税サーチャージ(MLS)1~1.5 %
- 現行の低所得者税控除レートの変更はない。

オーストラリア人材育成レビー (Skilling Australian Fund)

連邦政府は 2017–18 年度より 4 年間に渡り 15 億ドルを投じ、オーストラリア人労働者の技能向上に向け、永続的な Skilling Australians Fund を設立する。同基金は、高需要の職種や、技能ビザに依存する職種、将来的な成長が見込まれる業界、技術職、地方職の見習いや職業訓練を優先支援する。州政府の支援と合致した場合、基金は今後 4 年間で最大 30 万人の見習いや訓練生、高技能のオーストラリア人労働者を支援する。

同基金は、連邦政府の優先プロジェクトや、指定地域の技能・非技能職種の見習いと訓練生を支援するもの。プロジェクトには、雇用主へのインセンティブや、見習い前の訓練、見習い・訓練の継続と完了率の向上、高水準の見習いへの追加支援などを含む。

基金の申請資格は連邦政府が定めるものとし、州政府の基金へのアクセスは、優先度の高い職種への注力義務や連邦政府支援と同水準の支援、結果の達成、業績と支出における情報更新の提供などを含む各種条件を満たすことに合意することを条件とする。

同基金の設立に伴い、2018 年 3 月より、一定の技能ビザで外国人労働者を雇用する企業は、国内従業者向け Skilling Australians Fund への積立として新税を支払うことになる。

年商 1,000 万ドル未満の企業は、臨時技能不足ビザで雇う労働者 1 人当たり、年間 1,200 ドルを前払いで納める。また、雇用主指名永住ビザ(ENS : Employer Nomination Scheme) (サブクラス 186)、又は雇用主指名地方永住ビザ(Regional Sponsored Migration Scheme) (サブクラス 187)でスポンサーする労働者 1 人当たり、3,000ドルを一括払いする。

年商 1,000 ドル以上の企業は、臨時技能不足ビザで雇う労働者 1 人当たり、年間 1,800 ドルを前払いで納める。また、雇用主指名永住ビザ (ENS : Employer Nomination Scheme) (サブクラス 186)、又は雇用主指名地方永住ビザ (Regional Sponsored Migration Scheme) (サブクラス 187) でスポンサーする労働者 1 人当たり、5,000 ドルを一括払いする。

新税は、廃止となる現行の臨時技能ビザ (サブクラス 457) 下で労働者を抱える雇用主の訓練義務金に取って替わる。これにより今後 4 年間で 12 億ドルの歳入増を見込み、歳入増額はオーストラリア人労働者の訓練と技能開発の支援に充てる。

住宅アフォーダビリティ

連邦政府は、人口の伸びに追いつかない住宅供給ペースを改善するため、障害となっている制限を緩和し、より需要に迅速に対応できる住宅市場を実現を目指している。主な内容は：

- ・ 州や準州政府と協力し、住宅供給目標を設定。新たなナショナル・ハウジング・ホームレスネス合意に基づいて、都市計画や区画規制の見直しを行う。
- ・ 住宅不足が深刻な地域で、住宅開発を妨げているインフラ問題に対応するため、10億ドルのナショナル・ハウジング・インフラストラクチャー・ファシリティーを設置する。
- ・ オーストラリアの国土使用について登録状況や現在利用できる土地を地図上で示すなど、第三者により詳細な情報を提供し、住宅開発案などの開発提案を促進する。
- ・ 余剰な国有地の開放を行う。
- ・ 人口の伸びが平均を上回り、住宅アフォーダビリティ問題が深刻なシドニー西部の8自治体で、新たにシティーデール・フォー・ウエスタン・シドニーを通じて都市計画と開発区画の見直しに着手。

2017-18年度年度予算案では、オーストラリアの住宅アフォーダビリティを改善するための多くの措置が盛り込まれた。

- ・ キャピタルゲイン税 (CGT) 規制の強化。外国人投資家がオーストラリアで CGT の支払いを逃れるリスクを減らす。
- ・ 新築物件の外資保有率について、事前承認の段階で 50% の制限を設ける。
- ・ 購入した物件を、一年の内半年以上空室のまま維持するまたは貸し出さない外国人家主に対し、一定金額を徴収する。
- ・ 住宅建設を妨げる障害を緩和し、(需要に) 迅速に対応できる住宅市場の形成を奨励する。
- ・ 公営住宅やホームレス問題への取り組み。
- ・ 頭金を用意するため、初回住宅購入者をスーパーアニュエーションを通じて支援。
- ・ 高齢者に対し、ダウンサイジングする際の利益をスーパーアニュエーションに投じることができるようにする。

各措置については、住宅アフォーダビリティ、間接税、退職年金制度の項目で詳しく説明している。

旅費の損金算入

2017年7月1日より、賃貸不動産の検査、維持、家賃の回収にかかる旅費の損金算入は認められない。

この処置により、連邦政府は今後4年間で5.4億ドルの税収を見込んでいる。

減価償却控除の制限

2017年7月1日より、連邦政府は、投資家が投資用居住物件に投じた経費のうち、「設備(Plant and Equipment)」についての減価償却控除を制限する。連邦政府は予算案で、これら「設備」の項目が、多くの場合据え付け機器や、自動食洗器や天井ファンのように、簡単に取換えられるものにすぎないとしている。「設備」の項目をめぐっては、相次ぐ投資家による申請で、一部で減価償却控除が実物の価値を上回ることがあり、懸念がもたらされている。既存の設備を居住物件と共に購入した場合、設備機器も CGT のコストベースに含まれる。

2017年5月9日以降に投資用居住物件に設備を購入した投資家は、設備の実効的な寿命の間は、減価償却控除を申請できる。しかし、その物件を同日以降に購入し、設備を受け継いだ投資家は、前の持ち主が購入した設備について、減価償却控除を申請できない。

この措置により、連邦政府は2億6,000万ドルの財源を見込んでいる。

住宅売却による収益からの退職年金への拠出

連邦政府は2018年7月1日より、65歳以上の退職年金加入者が持家を売却する際、その売却益から最大30万ドルの税引き後拠出を行えるようにする。

税引き後拠出は現行制度下で認められる拠出額の上限(年齢、就業年限、160万ドル残高総額上限などにより決定)に上乗せするものであり、2017年7月1日より導入される税引き後拠出の一部となる。

上記措置は対象加入者が主要住居として10年以上所有及び居住してきた物件を対象とし、夫婦による共同所有の場合はいずれも同制度を利用できる。この措置の狙いは、高齢者による住宅売却または敷地面積の縮小を容易にし、敷地面積のより大きい住宅の有効利用を促進することである。

尚、売却による収益は老齢年金支給の際の資産テストの対象となるので留意が必要である。

初回住宅購入者貯蓄スキーム

連邦政府は国民の住宅保有を進めるため、7月1日からスーパーアニュエーション(退職年金)での自主的貯蓄分を初回住宅購入や関連費用向けに引き出すことを認める。引き出された年金は課税対象となるが、30%の税額控除が認められるので、当該スキームを利用することにより、実質15%程度の節税が可能となる。当該スキームと既存の優遇措置の組み合わせにより、初回住宅購入予定者がより早く購入資金を積み立てられる効果が期待できる。

当該スキームの上限は、7月1日から年間最大15,000ドル、合計30,000ドルが積み立て可能で、引き出しは2018年7月1日以降から認められる。夫婦がそれぞれ同措置を利用でき、双方の貯蓄を合わせて最初の住宅を購入できる。

この措置にかかる歳出は2億5,000万ドルと推測される。ATOには940万ドルの実施費用が拠出される。実施日は2017年7月1日より。

外国投資家対象の税制改正

2017年5月9日午後7時30分(オーストラリア東部標準時)より、税務上の外国居住者及び一時居住者の取り扱いに対して以下の改正があった。

主居住者免除(ただし既に免除資格の認定を受けた場合、2019年6月30日まで新規規定の影響を受けない)が廃止される。

キャピタルゲイン税の源泉徴収税率は 10%から 12.5%へ引き上げられる。

外国居住者に対するキャピタルゲイン税の源泉徴収免税枠は 200 万ドルから 75 万ドルまで引き下げられる。

遊休不動産に対する外国人家主への課税

連邦政府は、1年間のうち半年以上、購入した不動産を空き家にしたり、賃貸に出さなかった外国人家主から課徴金を徴収する。課徴金は毎年徴収され、外国人投資家による物件購入時に適用された外国人投資家向けの申請手数料と同額のものとなる。

連邦政府の狙いは、外国人家主が保有するが居住していない住宅を賃貸市場に出すことを奨励し、賃貸物件の数を増やすことにある。

課徴金の徴収は ATO が担当する。これにより、財政見通しで示された期間において、1,630 万ドルの税収を見込んでいる。

2017 年 5 月 9 日午後 7 時 30 分(オーストラリア東部時間)以降に住宅への外国投資申請を行った外国人投資家が対象となる。

中・低所得者向け住宅投資におけるキャピタルゲイン税(CGT)優遇策の適用拡大

2018 年 1 月 1 日より、個人投資家による所定条件を満たす中・低所得者向け住宅への投資に対するキャピタルゲイン税(CGT)の減免率は 50%から 60%へと引き上げられる。

追加分の減免対象となるのは中・低所得者に対して民間賃貸市場のマーケット価格より割引いた家賃で供給された住宅である。その他の条件として、当該住宅が登録されたコミュニティー住宅供給事業者によって管理されていること、そして当該住宅への投資が最低 3 年間継続していたことが必要である(当該投資者による購入前から中・低所得者に割引価格で賃貸された場合、その賃貸期間は従前の所有者が自身の CGT 減免に利用しない限り新しい所有者による投資期間に算入できる)。

また、中・低所得者に供給されなかった期間がある場合は、追加分の減免はその割合に応じて案分して適用される。

また今回の追加減免措置は上記条件を満たす中・低所得者向け住宅に管理投資信託を通して投資する国内居住者の個人投資家をも対象とする。

また上記減免措置は新築住宅に対する投資に限定しておらず、所定条件を満たせば既存の投資物件であってもそれを新たに中・低所得者向けに割引価格で提供することで同じ減免措置を受けられる。

連邦政府は新しい優遇政策の施行に当たって、中・低所得者向け住宅の明確な定義や入居資格、マーケット価格を下回る家賃の水準などを今後明確にする予定である。

中・低所得者向け住宅を対象とする管理投資信託

中・低所得者向け住宅への投資を奨励するため、政府は管理投資信託(MIT)による同種物件への投資を許可する立法措置を講ずる予定である。

現行法の下では、ATO は「住宅物件への投資は対象物件の値上がりによるキャピタルゲインを主目的とするアクティブ型投資である」との立場をとっており、従って同種投資による収益は 30%の税率で課税され、且つパッシブ型投資を対象とする MIT 税率減免の適用を受けられずにいる。

新規立法の下では：

- ・ 対象の中・低所得者向け住宅が 10 年間以上に渡り賃貸供給されれば、投資者は管理投資信託を通じて税制上の優遇措置を受けられる。
- ・ 管理投資信託は不動産物件の取得、建設または再開発を行えるようになるが、条件として当該投資による課税対象収入の 80%以上が中・低所得者向け住宅賃貸から発生したものでなければならない。
- ・ 対象住宅は、民間賃貸市場のマーケット価格より割引いた家賃で中・低所得者向けに提供されなければならない。

MIT 源泉徴収制度では、外国居住者たる投資家であってもその居住国がオーストラリアと租税条約を締結していれば税率減免を受けられる。これにより外国居住者たる投資家が管理投資信託から受け取られる収益に対しては、通常 15%の源泉徴収が行われる。

国内居住者たる個人投資家が管理投資信託を通して中・低所得者向け住宅に投資して得られた収益は引き続き累進税率で課税されるが、キャピタルゲイン部分に関しては前述の追加 CGT 減免を受けられる。

現行の MIT 税務規則の下では、対象管理投資信託の収入の最大 20%は中・低所得者向け住宅関連以外の投資活動から得ることができるが、この上限を超えてしまった場合（つまり中・低所得者向け住宅関連投資による収入が全体の 80%に達しない場合）、外国居住者たる投資家に対しては当該年度に限り 30%の源泉徴収税率が適用される。また、低所得者向け住宅として賃貸に供された期間が 10 年未満の場合も、売却の際のキャピタルゲインに対して 30%の源泉徴収税率が適用される。

新規開発プロジェクトにおける外国資本所有率の 50%上限

「New Dwelling Exemption Certificates」の関連規定により、外国資本による新規開発プロジェクトの所有率には新たに 50%の上限が設定された。

「New Dwelling Exemption Certificates」は物件開発事業者に対して交付された事前許可証のことであり、これによって所定の新築建物を外国人に販売する際、買い手側は独自の外国投資許可を申請せずに済む。本制度の対象は最低 50 戸以上となる高層建築である

現行制度では、外国人購入者に対する販売量の上限は設定されていない。

発効日：2017 年 5 月 9 日午後 7 時 30 分（オーストラリア東部標準時）より、上記上限規定が「New Dwelling Exemption Certificates」の条件の一つとして課される。

間接税

デジタル通貨における GST の取り扱い

連邦政府は、デジタル通貨に対する GST の扱いを、通常の通貨における扱いに合わせることを発表した。

GST 上でのデジタル(または仮想)通貨の扱い方をめぐる判断は、連邦政府にとって非常に困難な課題となっていた。デジタル通貨とはビットコインなどを指すが、このほかにも 600 種類以上のデジタル通貨が存在しているとみられている。

ATO は 2014 年 12 月に示した判断で、ビットコインは通貨でも外貨でもない為、その供給は、GST 上はファイナンシャルサブライとは見なさないとしていた。この見方では、ビットコインによる取引は物々交換と同等としており、GST 上もそれに沿って扱われていた。

今後、デジタル通貨の購入と、デジタル通貨を使った取引の両方が GST の対象となる為、ビットコインによる取引は、GST 上の二重課税のリスクを伴うことになる。

デジタル通貨に対する取り扱いの変更は 2017 年 7 月 1 日から適用される。

新築住宅の購入者による GST 支払い

新たに建設された居住用不動産(分譲)の購入者は、契約完了時(settlement)に GST を ATO に直接納税する必要がある。現行では GST は不動産価格に含まれており、GST を支払うのは開発業者となっているが、一部の開発業者は建設費に GST を含んで請求しているにもかかわらず、納税していないケースがある。

連邦政府は予算案で、購入者の大半が契約を完了する際に不動産譲渡取扱人のサービスを利用していることを理由に、今回の変更で購入者が受ける影響は軽微としている。しかしながら、不動産譲渡取扱人または購入者にとって事務コストが増えることになる。この措置は、2018 年 7 月 1 日からの開始が提案されている。

退職年金制度

連邦政府は今回の予算案発表で退職年金制度(Superannuation)に関する大きな変更点を公表していない。もともと、2017年7月1日に抜本改革を予定していたため、業界関係者は今回の発表内容を歓迎している。但しこの7月1日の改革も含め、制度変更の実施過程で想定外の追加改定がある可能性も否定できない。

今回発表された主な変更点:

- ・ 現行の退職年金基金間の合併に対する減税措置の適用期間は2020年7月1日まで延長される。
- ・ 退職年金基金の加入者らによる、関連者間の非公正価格取引を減らすため、規定を2018年7月1日より改定。
- ・ 2017年7月1日より、加入者退職年金総残高、及び160万ドルの老齢年金振替上限に対して、原資借入に関する制限が導入される。
- ・ 2018年7月1日より、65歳以上の加入者が持家を売却する際、その売却益から最大30万ドルの税引き後拠出を行えるようになる。

退職年金基金間の合併による減免処置

連邦政府は課税が退職年金基金の合併や業界再編を阻害する要因とならないよう、基金合併に対する減税措置の適用期間を2020年7月1日まで延長する。

2008年12月以降、APRAが管理する退職年金基金は資産、収入、損失を合併後の新基金に移転したり、合併に伴う税務上の課税を先送りしたりすることができた。この規定は2017年7月1日に失効する予定であったが、2020年7月1日まで延長された。

連邦政府は減税措置の一時延長の理由として、生産性委員会が評価する、退職年金基金業界の効率化や競争力の向上をあげ、今回の延長により加入者の年金残高が基金間の合併に伴う税務上の影響により減少しないことを保証できるとしている。

退職年金基金関連取引

年金加入者が関連者間取引や、非公正取引により年金残高を増加させる機会を減らすため、2018年8月より退職年金基金に関連する公正価格取引に関する規則が変更される。

この変更により、退職年金基金による収入が「非公正取引」によるものと判断された場合、15%の優遇税率ではなく47%の税率で課税される。

上記措置は予定している退職年金基金に関する法制改革が当初の目的を果たせるために講じられたものであり、とりわけ個人加入者が自身の退職年金基金との間で非公正取引を行い、退職年金総残高及び老齢年金振替の上限を回避することを防ぐ目的を持っている。

住宅アフォータビリティとの関連性

前述の通り、連邦政府は住宅保有を進めるために退職年金制度を利用した以下のスキームを発表：

- ・ 初回住宅購入者貯蓄スキーム
- ・ 住宅売却による収益からの退職年金への拠出

その他検討事項

予算発表が行われたのを機に、現在発表されながらも法案化されていない事項に関して考察を行うことが重要である。

今回発表された連邦予算案に則り、議会を通じた政策実行が急務なのは明らかではあるものの、連邦政府はこれまで表明、或いは勧告を行った以下に挙げる政策案に関しても詳細を明らかにする必要がある：

- ・ 石油資源税(PRRT)に関する修正案
- ・ ステープル証券への課税処置における広域レビューの結論
- ・ 2017年10月にタスクフォースチームによる地下経済に関する最終提案
- ・ GST収入(GST Revenue)の配分に関する生産性調査結果による提案
- ・ 研究開発促進税制度(R&D tax incentive)に関する2016年レビューに対する連邦政府による公式な回答
- ・ 業務関連経費の損金算入に関する上院委員会よりの提案
- ・ 2018年1月1日からの導入が予定されているアンチハイブリッドに関する規制導入
- ・ OECD 多国間合意の採用と施行
- ・ 企業の受益者登録制度導入に関する法制度
- ・ 濫用的租税回避に関する税務事業者に対する強制開示制度(BEPS Action 12)
- ・ 2016年発表国家予算に盛り込まれた集合投資スキームに関する制度(CIVスキーム)
- ・ 非居住集合投資スキームへの源泉徴収税の修正
- ・ 税に関する内部告発者の保護制度導入のための法制度
- ・ 年金保証税(SGC)未納を改善するための上院勧告案の導入
- ・ 2016年発表国家予算に盛り込まれたイスラム金融制度
- ・ 連結納税制度の修正完結
- ・ 金融関連商品に関する税制(TOFA)の簡素化
- ・ 2016年国家予算に盛り込まれた7A条項(配当金支払時の納税回避を防ぐ為の企業法)への変更立法
- ・ 資本ルールへの修正草案の完結

これらに追加し、現在議会に上程されている以下の制度に関しても、政府は立法化に向けて進めて行く必要がある：

- ・ オーストラリアの消費者によって購入、輸入された少額商品(1,000ドル以下)についての海外サプライヤーへのGST課税制度(上院委員会により当該制度の2018年7月までの延期が勧告されている)
- ・ 2015年7月以降発生した繰り越し欠損金の使用に関して、新たに導入予定の類似業種テスト(similar business test)
- ・ 2016年7月以降、一部の無形財産について納税者による償却期間を自己査定を可能とするための制度
- ・ 2017年7月からの課徴金単位を210ドルへの引き上げ
- ・ 法制度に記されたスーパーアニュエーション目的条項の保持

税制委員会においては、以下の案件に関しても議論、あるいは見直しが進められている:

- ・ 富裕層と住居地
- ・ 単純信託 (bare trust) への所得課税の取り扱いとその際の後見信託 (custodial style bare trusts) 除外方法、およびキャピタルゲイン税と所得税を目的とした絶対権限 (absolute entitlement) 受け渡しの簡素化
- ・ 効率性向上を目的とした非現金事業資産の結合ないし交換が発生した際のキャピタルゲイン税順延適用の除外
- ・ 州、準州、連邦レベルの各税法上の重要定義事項の相違比較
- ・ シェアリングエコノミーとその税制
- ・ 税概念および会計概念の整合性担保

税制委員会 2017 年作業計画には、以下を含む様々な提案がなされており、順次協議される予定である:

- ・ 大企業グループが情報をより効果的に更新でき、全てのシステムが統合されていることを保証する政府の調整能力の向上
- ・ 金融サービス業界にとって重要である GST システムの見直し
- ・ インフラ税制の見直し
- ・ 公開企業における非居住者源泉徴収税
- ・ 外国トラストによる CGT 課税

デロイト日系サービスグループ

本件に関するご質問、お問合せは以下の各地域の担当者までご連絡ください。
また、その他の資料などのご要望は、シドニー事務所の竹中真一（直通 02-9322-7737）、又は Yuko Murray (02-9322-5721)までご連絡ください。



竹中 真一
Japan Practice
Leader –Australia & Oceania
+61 2 9322 7737
stakenaka@deloitte.com.au



西田 健太郎
Deloitte Private (Tax)
+61 8 9365 7166
knishida@deloitte.com.au



筒井 伸次
Victoria JSG Leader
+61 3 9671 7278
stsutuj@deloitte.com.au



村田 俊介
Brisbane JSG Contact
+61 7 3308 7054
shmurata@deloitte.com.au



安藤 猛
Perth JSG Contact
+ 61 8 9365 7732
tando@deloitte.com.au



Chris Masterman
Corporate Tax
+61 3 9671 7356
cmasterman@deloitte.com.au



Max Persson
Corporate Tax
+61 2 9322 7538
mpersson@deloitte.com.au



Rob Basker
Global Employer Services
+61 2 9322 7551
rbasker@deloitte.com.au



Jonathan Schneider
Corporat Tax
+ 61 8 9365 7315
joschneider@deloitte.com.au



Evan Last
Corporate Tax
+ 61 7 3308 7161
elast@deloitte.com.au



Patrick Giles-Jones
Transfer Pricing
+ 61 2 9322 7441
pagilesjones@deloitte.com.au



Lili Song
Deloitte Private
+ 61 2 9322 3784
LSong@deloitte.com.au



This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the 'Deloitte Network') is, by means of this publication, rendering professional advice or services.

Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/au/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

About Deloitte Australia

In Australia, the member firm is the Australian partnership of Deloitte Touche Tohmatsu. As one of Australia's leading professional services firms, Deloitte Touche Tohmatsu and its affiliates provide audit, tax, consulting, and financial advisory services through approximately 6,000 people across the country. Focused on the creation of value and growth, and known as an employer of choice for innovative human resources programs, we are dedicated to helping our clients and our people excel. For more information, please visit Deloitte's web site at www.deloitte.com.au.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017 Deloitte Touche Tohmatsu.